

## 基幹型臨床研修病院の指定継続の可否について

## 1 県への業務移管について

- 令和2年度より臨床研修病院に関する一部事務が国から都道府県に委譲されたことに伴い、臨床研修病院が指定基準に適合しているか確認する必要がある場合に実施する調査について、実施主体が都道府県に委譲された。(参考1)
- 取扱いについては、令和2年3月27日付けで厚生労働省医政局医事課より発出された「臨床研修病院の实地調査実施要綱」(参考2)に基づき実施することが定められている。

## 2 概要

- 県臨床研修病院として指定されている医療法人尽誠会 山近記念総合病院について、令和元年度から2年度連続で入院患者数が3,000人※を下回っており、「臨床研修病院の实地調査実施要綱」2(1)及び「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行通知」第2の5(1)エに規定される指定基準に適合していないことから、同第2の17(2)に基づき臨床研修病院としての指定継続を判断するため、県の非常勤医師同行のもと实地調査を行った。
- 調査の結果、改善が必要と認められた事項を指摘し改善報告書を提出させるとともに、医師法第16条の2の6に基づき、医療対策協議会で指定継続の可否について協議を行う。

※新型コロナウイルスの影響により、県内各病院は年間入院患者数を減少させているが、当院に関してはほぼ影響のなかった令和元年度の段階で既に基準を下回っていたため、調査を実施した。

## 参考 医師法

第十六条の二 診療に従事しようとする医師は、二年以上、都道府県知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものにおいて、臨床研修を受けなければならない。

(略)

3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の申請に係る病院が、次に掲げる基準を満たすと認めるときでなければ、第一項の規定による指定をしてはならない。

- 一 臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること。
- 二 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。
- 三 臨床研修の内容が、適切な診療科での研修の実施により、基本的な診療能力を身に付けることのできるものであること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、臨床研修の実施に関する厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により指定した病院が臨床研修を行うについて不適当であると認めるに至ったときは、その指定を取り消すことができる。

(略)

6 都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又は第四項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第三十条の二十三第一項に規定する地域医療対策協議会(以下「地域医療対策協議会」という。)の意見を聴かななければならない。

参考「医師法第16の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」

#### 5 臨床研修病院の指定の基準

(1)

エ 臨床研修を行うために必要な症例があること。

(略)

入院患者の数については、年間3,000人以上であること。

#### 17 臨床研修病院に対する報告の徴収等

(2) 都道府県知事は、臨床研修病院の指定を受けようとする病院又は臨床研修病院が法16条の2第3項各号に規定する基準に適合しているかどうかを確認するために必要があるときは、実地に調査することができること。

### 3 調査対象、実施日時及び調査担当者

- 医療法人尽誠会 山近記念総合病院（小田原市小八幡3-19-14）
- 令和3年10月25日（月）13:30～16:30
- 西海保健医療人材担当課長 稲森医師（横浜市立大学教授） 長田主事

### 4 調査内容

「臨床研修病院の実地調査実施要綱 6. 調査項目、評価基準等」による。

#### (1) 調査事項について

(a) 臨床研修病院の指導・管理体制に関する事項

⇒研修プログラム責任者に対する聞き取り及び各種資料により、プログラム内容を精査することで判定。

(b) 研修医の基本的診療能力に関する事項

⇒臨床研修医への聞き取りにより判定。

(c) 臨床研修病院の指定基準への外形的な適合状況について

⇒年次報告等の事前提出資料や、院内視察により判定。

#### (2) 結果判定について

- 結果の判定は「臨床研修病院実地調査 調査結果個票①」（別紙1）の各項目について、「○:適切」「△:概ね適切」「×:不適切」の3段階の評価を行い、それをもとに「臨床研修病院実地調査 調査結果個票②」（別紙2）において、以下の4段階の評価を行い最終的な判定とする。

A : すべての項目が「適切」であるもの

B : A、B<sup>-</sup>、C以外のもの

B<sup>-</sup>: すべての項目が「適切」または「概ね適切」であり、過半数が「概ね適切」であるもの

C：一部の項目について「不適切」であるもの

- 最終判定がAまたはBの場合に指定継続相当と認められる。B-の場合は翌年度も継続調査相当、Cの場合は指定取消相当となる。

## 5 調査結果

- 調査を実施した結果、別紙1（臨床研修病院実地調査 調査結果個票①）（別紙1）及び（別紙2）に記載のとおりとなり、最終判定についてB評価と指定継続相当となった。
- 特に実地調査を行う原因となった入院患者の減少に伴う適切な症例数の確保については、研修医への面談を行った結果、確保出来ていると判定された。
- また、改善が必要と認められた事項について（別紙3）のとおり指摘したところ、（別紙4）のとおり改善報告書の提出があり、研修環境の改善に向けた努力が認められる。
- 以上のことから、当院について臨床研修病院の指定を継続することとしたい。

## 6 備考

- なお、本協議で指定が継続されたとしても、2年連続で研修医の受入実績がない場合指定取消対象となるため、令和4年度の受入実績（中断者の受入も含む）が0人の場合、指定取消となる。

参考 山近記念総合病院の年間入院患者数と研修医在籍数

	H31年度	R元年度	R2年度	R3年度
年間入院患者数	3,264人	2,855人	2,595人	

		H31年度	R元年度	R2年度	R3年度
年度別	2年目	0	1	0	1
臨床研修医	1年目	1	0	1	0
在籍数	計	1	1	1	1